

平成30年度国民健康保険税納税通知書を送付します

送付時期 7月中旬発送予定

●所得の少ない世帯に対する軽減

国民健康保険税（以下、国保税）は、①均等割、②平等割、③所得割、④資産割に基づき課税されますが、所得が一定基準以下の世帯に対し、均等割と平等割を軽減する制度があります。平成30年度の税率改定に伴い、この軽減制度の割合が拡大され、今までの6割の軽減を7割に、4割の軽減を5割に変更し、新たに2割の軽減が設けられました。

対象となる世帯

前年の総所得金額等		軽減割合
世帯の所得が33万円以下		7割
世帯の所得が33万円 + {27万5千円 × (加入者数 + *特定同一世帯所属者数)} 以下		5割
世帯の所得が33万円 + {50万円 × (加入者数 + *特定同一世帯所属者数)} 以下		2割

*特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入したまま75歳を迎えることにより後期高齢者医療制度へ移行した方です。

該当者は申請をしなくても軽減されますが、世帯主および世帯内の加入者等の中に未申告者等がいる場合、軽減対象世帯であっても適用は受けられません。

例 世帯主（22歳）と妻（22歳）の2人世帯

【世帯主】 給与収入 145万円（給与所得 80万円）、固定資産税額 0円
 【妻】 給与収入 60万円（給与所得 0円）

■国保税の計算

区分		医療分 (全加入者)	支援分 (全加入者)	介護分 (40歳以上65歳未満の加入者のみ)
所得割額	(平成29年中の総所得金額 - 基礎控除33万円) × 各税率	(80万 - 33万) × 5.6% = 26,320円	(80万 - 33万) × 2.0% = 9,400円	該当なし = 0円
資産割額	平成30年度の固定資産税額 (都市計画税は除く) × 税率	該当なし = 0円		
均等割額	加入者1人あたり	10,500円 × 2人 × 50% (5割軽減該当) = 10,500円	8,500円 × 2人 × 50% (5割軽減該当) = 8,500円	該当なし = 0円
平等割額	1世帯あたり	17,500円 × 50% (5割軽減該当) = 8,750円		
小計	100円未満切り捨て (賦課限度額)	= ① 45,500円 (最高54万円)	= ② 17,900円 (最高19万円)	= ③ 0円 (最高16万円)
保険税額 (年間)	①+②+③の合計		63,400円	

●後期高齢者医療制度移行による平等割の軽減

国民健康保険の加入者が、後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その世帯の国民健康保険加入者が1人だけとなった場合、平等割が5年間半額になります。その後、3年間は4分の1が軽減されます。（該当者は申請をしなくても軽減されますが、世帯構成が変わると対象外になる場合があります）

●社会保険等の加入者だった方の国保税の減免

社会保険等の加入者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者（65歳～74歳）が国民健康保険に加入した場合、申請により当分の間、国保税の減免が受けられます。

問市民税課（国保税担当）☎22-2209



ポテくまくんのテーマソング「ポテくまマーチ」発売中！

市役所総合窓口、吉田・大滝・荒川総合支所でCD1枚500円にて販売

2018年7月号 ❶

後期高齢者医療保険に ご加入の方

高額療養費の窓口負担が 軽減されます

○保険証が更新されます

8月1日から新しい保険証（有効期限・平成31年7月31日）に切り替わります。新保険証は、7月中に郵送します。

なお、世帯の所得状況等により、毎年8月1日で負担割合の判定をしています。窓口負担（1割または3割）は、保険証に記載の負担区分をご覧ください。

○後期高齢者医療保険料決定通知書を郵送します

平成30年度後期高齢者医療保険料決定通知を7月中旬に郵送します。

納付書が同封されている方は、金融機関等でお納めください。それ以外の方は受給されている年金からの天引きか、登録いただいている口座からの引き落としとなりますので確認してください。

国民健康保険にご加入の70歳から74歳の方へ

○高齢受給者証が更新されます

8月1日からお使いいただける新しい高齢受給者証を7月中旬に郵送します。

お願
い

古い保険証などは、ご自身で裁断処理するか、保険年金課、吉田・大滝・荒川総合支所の窓口または公民館へお返しください。

54-123955
大滝
吉田
荒川
祉課
55-10101
72-16082
25-5201
25-5201
大滝・荒川総合支所市民福

「限度額適用認定証」を提示することにより、一医療機関ごとの窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

8月1日から、70歳以上の現役並み所得者（自己負担3割）の方は所得の額により3区分に分けられ、そのうち限度額の低い2区分の方にも新たに限度額適用認定証が交付されることになりました。年齢・所得に応じた限度額は下表のとおりです。どの区分に該当するかご確認いただき、必要な場合は手続きをお願いします。

手続きに必要なもの

- ・世帯主の印鑑
- ・保険証
- ・世帯主と認定を受ける方のマイナンバーがわかるもの
- ・本人確認書類

■70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

区分		限度額(3回目まで)	限度額(4回目以降)	申請手続き
ア	年間所得 901万円超	252,600円+ (医療費の総額-842,000円) ×1%	140,100円	必要
イ	年間所得 600万円超 901万円以下	167,400円+ (医療費の総額-558,000円) ×1%	93,000円	必要
ウ	年間所得 210万円超 600万円以下	80,100円+ (医療費の総額-267,000円) ×1%	44,400円	必要
エ	年間所得 210万円以下	57,600円	44,400円	必要
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	必要

※自己負担額の計算条件(70歳未満の人の場合)
 ①暦月(1日～末日)ごとに計算をします。
 ②同じ医療機関でも医科と歯科、外来と入院はそれぞれ別計算になります。
 ③2つ以上の医療機関にかかる場合には別計算になります。
 ④入院時の食事代や、差額ベッド代など保険適用外の医療行為は対象外です。

■70歳以上の人の自己負担限度額(月額)

区分		外来(個人単位) の限度額	外来+入院 (世帯単位)の限度額	限度額(4回目以降)	申請手続き
現役並みIII	課税所得 690万円以上	252,600円+ (医療費の総額-842,000円) ×1%	140,100円	不要	
現役並みII	課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円+ (医療費の総額-558,000円) ×1%	93,000円	必要	
現役並みI	課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円+ (医療費の総額-267,000円) ×1%	44,400円	必要	
一般	課税所得 145万円未満	18,000円 年間上限144,000円	57,600円	44,400円 ※入院を伴う場合のみ	不要
低所得II	住民税非課 税世帯	8,000円	24,600円	-	必要
低所得I		8,000円	15,000円	-	必要

※自己負担額の計算条件(70歳以上の人の場合)
 ①暦月(1日～末日)ごとに計算をします。
 ②外来は個人単位でまとめて、入院を含む自己負担額は世帯単位で合算します。
 ③病院・診療所・医科・歯科の区別なく合算します。
 ④入院時の食事代や、差額ベッド代など保険適用外の医療行為は対象外です。